

記入例

令和7年4月1日現在
都市建設部建築指導課

確認申請書（建築物）
（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

栃木市建築主事 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者氏名 栃木 太郎

設計者氏名 栃木 一郎

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 トチギ タロウ
【ロ. 氏名】 栃木 太郎
【ハ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
【ニ. 住所】 栃木県栃木市○○○○○
【ホ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (一級)建築士 (○○○○○)登録第 ○○○○○号
【ロ. 氏名】 栃木 一郎
【ハ. 建築士事務所名】 (一級)建築士事務所(栃木県)知事登録第 ○○○○号
【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
【ホ. 所在地】 栃木県栃木市○○○○○
【ハ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○

日中連絡の取れる携帯電話等を記入

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級)建築士 (○○○○○)登録第 ○○○○○号
【ロ. 氏名】 栃木 一郎
【ハ. 建築士事務所名】 (一級)建築士事務所(栃木県)知事登録第 ○○○○号
【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
【ホ. 所在地】 栃木県栃木市○○○○○
【ハ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○
【ト. 作成又は確認した設計図書】 全ての設計図書

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

- 【ニ.所在地】
 - 【ホ.電話番号】
 - 【ハ.登録番号】
 - 【ト.意見を聴いた設計図書】
-

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ.資格】 (一級)建築士 (〇〇〇〇〇)登録第 〇〇〇〇〇号
- 【ロ.氏名】 栃木 一郎
- 【ハ.建築士事務所名】 (一級)建築士事務所(栃木県)知事登録第 〇〇〇〇 号
- 【ニ.郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇
- 【ホ.所在地】 栃木県栃木市〇〇〇〇
- 【ハ.電話番号】 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
- 【ト.作成又は確認した設計図書】 全ての設計図書

(その他の工事監理者)

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ハ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ハ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
 - 【ホ.所在地】
 - 【ハ.電話番号】
 - 【ト.工事と照合する設計図書】
-

【6. 工事施工者】

- 【イ.氏名】 栃木 二郎
 - 【ロ.営業所名】 建設業の許可(栃木県) 第〇〇〇〇号
栃木建設株式会社
 - 【ハ.郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇
 - 【ニ.所在地】 栃木県栃木市〇〇〇〇
 - 【ホ.電話番号】 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
-

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ()
 - 未申請 ()
 - 申請不要
-

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ()

未提出 ()

提出不要 ()

法6条1項三号建築物以外で、「比較的容易な特定行為」として、省エネ適判を省略する場合は、括弧に以下を記載

【9. 備考】

栃木 太郎 様邸倉庫増築工事

工事名称あれば記入
※確認済証に記載される

仕様基準の場合 (第1号イに該当)

誘導仕様基準の場合 (第1号ロに該当)

設計住宅性能評価を受けた場合 (第2号に該当)

長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合 (第3号に該当)

※今回は法6条1項三号建築物のため、記載なし

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 栃木県栃木市〇〇町〇〇〇一●

第三面は「敷地」に関する内容を記入

都市計画法の許可不要
が明らかであっても、必ず
都市計画課と開発協議
を行う

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

法22条区域、地区計画、特別用途地区、土砂災害特別警戒区域などを記入

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 22条区域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 4.0 m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 39.12 m

後退が必要な2項道路の場合
道路幅員は4.0mとする

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (746.27) () () ()
(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 (指定なし) () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200) () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60) () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 746.27㎡
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

敷地内の主要用途

【9. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕

面積は小数点第3位を
繰下げ

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (76.82) (140.93) (217.75)

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
(76.82) (140.93) (217.75)

【ハ. 建蔽率】 29.18 %

率は小数点第3位を繰上げ

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (76.82) (183.64) (260.46)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
() () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () (49.68) (49.68)

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】
() () ()

【ス. 貯水槽の設置部分】 () () ()

自動車車庫等の床面積が延べ面積の1/5を超える場合
もその床面積をそのまま記入

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【ワ. その他の不算入部分】 () () ()

【エ. 住宅の部分】 () (125.96) (125.96)

【カ. 老人ホーム等の部分】 () () ()

【ヨ. 延べ面積】 210.78 m²

【ク. 容積率】 28.25 %

率は小数点第3位を繰上げ

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 2

10m以下の建物はカウントしないが
建築・延べ面積には算入する

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 (3.1) (8.52)

【ロ. 階数】 地上 (1) (2)

地下 () ()

【ハ. 構造】 木造(在来軸組工法)

主要な建築物(母屋)の構造を記入

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】 都市計画法第29条第1項第二号 により適用除外

記載は許可条文・根拠条文のみ
許可日・許可番号等は不要

【15. 工事着手予定年月日】 令和 ○年 9月 10日

【16. 工事完了予定年月日】 令和 ○年 12月 1日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 令和 年 月 日 ()

(第 回) 令和 年 月 日 ()

(第 回) 令和 年 月 日 ()

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

その他

令和8年3月31日までに着手する
ものは、柱の小径、壁量計算の経過措置あり

【19. その他必要な事項】

・中間検査適用除外理由記載(例:品確法による住宅性能評価書取得)

・10m以下の建築物: 既存③物置 建築面積8.00m² 延床面積8.00m²

法86条の7等により既存の建築物に対する
制限の緩和を受ける場合は、既存不適格
条項を記載

10m以下の建築物がある場合
は概要を記載

【20. 備考】

(第四面)

建築物別概要

第四面は「今回申請する棟」に関する内容を記入

【1. 番号】

【2. 用途】 (区分 **08520**) **倉庫(自家用)**
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 **木造** 一部 造

【5. 主要構造部】

- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物
延焼防止建築物
準耐火建築物
準延焼防止建築物
その他
建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

- 【イ. 地階を除く階数】 **1 階**
【ロ. 地階の階数】
【ハ. 昇降機塔等の階の数】
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 3.1 m
【ロ. 最高の軒の高さ】 2.8 m

ルート2主事による審査
栃木市は実施していない

【10. 建築設備の種類】

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

- 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査
- 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第2号に掲げる審査
(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)

(1) 氏名

(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 4 号

【ホ. 認定型式の認定番号】

第 号

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

- 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
- 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等の認証番号】

この計画では構造についての審査は無い。
仮に200㎡超の建築物の場合は法6条1項一号又は二号の建築物となり、この特例は適用されないため構造関係図書が必要となる。
Ex.各伏図・軸組図・構造詳細図・部材リスト・仕様書・構造計算書など…

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 (1 階)	(76.82)	()	(76.82)
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
【ロ. 合計】	(76.82)	()	(76.82)

【13. 屋根】 瓦 (告示1400号)

【14. 外壁】 窯業系サイディング(PC030BE-〇〇〇〇)

【15. 軒裏】 ケイカル板 t=5 (不燃材料)

居室が無ければ記入不要

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

合併浄化槽の場合は
「水洗(合併浄化槽)」と記入

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】

1

第五面は申請建物の「階ごと」の内容を記入(2階建ての場合は2枚必要)

【2. 階】

1

各階の記載内容が同じ場合は2欄に同じ記載内容となる階を列記しまとめることも可能

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

3, 4欄は木造の場合のみ記入

【5. 階の高さ】

最上階は記載不要

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08520)	(倉庫(自家用))	(76.82)	m ²
【ロ.】	()	()	()	
【ハ.】	()	()	()	
【ニ.】	()	()	()	
【ホ.】	()	()	()	
【ヘ.】	()	()	()	

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

建築物独立部分別概要

建築物ごと、Exp.Jで分離された部分ごとに1枚記入

【1. 番号】 1

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ. 構造】 造 一部 造

申請建築物の数が1の場合は記入不要

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】